

新しい村 指定管理者
業務要求水準書

宮 代 町

新しい村指定管理者業務要求水準書

新しい村の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲、履行方法等については、この業務要求水準書によります。

第1章 共通事項

1 趣旨

新しい村は、「農」のあるまちづくりの理念に基づき、農産物及び商工製品の地域内自給及び交流を目指した地域内産業の活性化を図るとともに、農村景観を生かした憩いの場を提供することにより、「農」に対する町民の理解を深め、もって、宮代らしい自立したまちづくりを促進することを目的として設置されています。

本書では、この目的に沿って、新しい村の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲、履行方法について定めています。

2 施設概要

- (1) 名 称 新しい村
- (2) 所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎 777-1
- (3) 敷地面積 約13ha（個人所有地、耕作地含む）
- (4) 施設と機能

施設	主な機能
森の市場「結」・森のカフェ	農産物直売所、喫茶軽食
森の工房	パン・ジャム、惣菜加工所
農の家	生涯・体験学習、有料施設
村の集会所	団体休憩室、体験学習、有料施設
集落農園「結の里」	市民農園、有料施設
芝生広場	有料施設
ハーブ園、果樹園、ほっつけ田、 収穫体験圃場	交流・体験事業
育苗施設	水稻苗等の生産
農業用機械施設	農業用機械の倉庫
浄化施設1・浄化施設2	山崎地区雑排水浄化施設

3 施設の休日及び利用時間

施設の休日及び利用時間については、宮代町新しい村設置及び管理条例で定めた通りとします。ただし、指定管理者が住民サービスの向上につながると判断し、運営上必要と認めるときは、町長の承認を得て、これを変更することができます。

(1) 施設の休日

- (1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
- (2) 月曜日(ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合を除く。)

(2) 利用時間

	利用時間
森の市場「結」	午前9時から午後5時まで
芝生広場	午前9時から午後5時まで
農の家	午前9時から午後9時まで
村の集会所	午前9時から午後9時まで
結の里	日の出から日没まで

4 利用料金

新しい村の利用等に係る料金及び事業収入は、指定管理者の収入とします。指定管理者は、条例に定める額の範囲内で、現行の料金を基礎として利用料金を設定してください。なお、設定に当たっては、町長の事前承認が必要となります。

5 施設の管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 施設の設置目的に基づいた管理運営を行ってください。
- (2) 施設の平等な利用の確保と質の高いサービスを提供するとともに、維持管理経費の削減を図ってください。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮させ、安全かつ効率的な管理運営を行ってください。
- (4) 業務に関して取得した利用者個人に対する情報を適切に取り扱ってください。
- (5) 地域住民や利用者の意見・要望等を管理運営に反映させてください。
- (6) 新しい村の理念である地産地消の推進、食育、原風景の維持保全、農家支援等を常に念頭に置いた管理運営を行ってください。

6 指定管理者が行う主な業務内容

(1) 森の市場「結」(農産物直売所)の運営事業

宮代産農産物及び商業製品(弁当、惣菜、加工品等)を中心とした食品及び商業製品の販売、生産者組合員の研修及び交流事業の実施、屋外デッキ及び芝生広場を活用した各種イベントの実施、学校給食への宮代産農産物の出荷等を行ってください。

(2) 森のカフェ(喫茶・軽食)の運営事業

宮代産農産物を使用したパスタやケーキ等軽食の考案及び製造販売、フレッシュジュース等飲料の考案及び製造販売等を行ってください。

(3) 森の工房(パン・ジャム・惣菜)の運営事業

宮代産農産物を使用したパン、菓子、ジャム、弁当、その他惣菜の考案及び製造販

売等を行ってください。

(4) 農の家、村の集会所の事業

宮代産農産物を使用した料理教室や工芸品の製作講座、婚活事業など「農」に関する体験事業の企画立案及び実施を行い、「農」のあるまちづくりの理念の普及及び情報の提供を行ってください。

(5) 集落農園「結の里」(市民農園)の事業

集落農園利用者の受付及び管理、利用者に対する農機具の貸付及び農作業全般の指導育成、利用者相互の親睦等を図ってください。

(6) ハーブ園、果樹園、ほっつけ田、収穫体験圃場の事業

新しい村グリーンツーリズム事業として、ハーブの摘み取り、ブルーベリーの摘み取り、田植え、稲刈り、野菜の収穫など各種農体験事業の企画立案及び実施を行い、利用者に対して「農」に親しむ体験型の観光プログラムを提供してください。

(7) 農業サービス(育苗、農産物の生産販売、乾燥調整)の事業

水稻苗の育苗や米の乾燥調整、米や野菜など農産物の生産販売、農業講座の実施等、地域営農の活性化と農家支援を行ってください。

※農業サービス部門が現在行っている施設外での事業(農作業受託、ハウスの組立等)についても、指定管理業務の付帯事業として協定書に組み込みます。

(8) 新しい村施設(設備及び物品を含む。)の維持管理及び修繕に関する業務

新しい村における行為の許可及び施設の利用の許可並びに取消し、新しい村の利用に係る料金の収受及び利用料金の減免、利用料金の返還、施設の適切な維持管理及び修繕に関する業務を行ってください。なお、指定管理料に含まれる修繕工事については全て事前に町との協議の上、実施してください。

(9) その他の業務

前各号に掲げるものの他、新しい村の設置目的を達成するために必要な業務を行ってください。

7 指定管理者と町の役割分担

指定管理者と町の役割分担は原則として次のとおりです。

項 目	指定管理者	宮代町
① 施設(建物、構築物、機械設備等)の保守点検	○	
② 施設の維持管理(清掃、植栽管理、浄化施設等含む)	○	
③ 施設の修繕	○(軽微)	○
④ 安全衛生管理	○	
⑤ 業務に関連して取得した利用者等の個人情報の漏えい等による対応	○	
⑥ 事故、火災、その他災害による施設損傷の回復	△注1	○
⑦ 施設利用者の被災に対する責任	△注1、注2	○注3

⑧ 施設の火災共済保険の加入		○
⑨ 包括的な管理責任		○

注1) 自己の責めに帰すべき事由による場合

注2) PL法関連責任に関すること

注3) 施設賠償責任に関すること

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、施設を常に良好な状態に管理する義務を負います。このため、施設でトラブル又は災害があった場合、指定管理者は迅速かつ適切に現場対応を行い、速やかに町に報告しなければなりません。

なお、施設内で生じた事故等にそなえ、指定管理者は必要な保険に加入し、施設に損害が生じた場合は、加入している損害賠償保険等の保険で対応してください。

また、施設利用者の被災に対し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切に対応し、速やかに町に報告しなければなりません。

8 第三者への委託

指定管理者は、受託業務の一部について、町の書面による事前承諾を得て、第三者に再委託することができます。

ただし、その場合は、指定管理者が町に対して負うものと同様の義務を再委託先に負わせるものとし、指定管理業務における再委託先の行為について、指定管理者は一切の責任を負うものとします。

9 環境への対応

管理業務の遂行にあたっては、次のような環境への配慮に留意してください。

- (1) 省エネルギー、省資源、廃棄物の減量及びリサイクルを推進し、温室効果ガスを削減してください。
- (2) 環境にやさしい物品購入の推進をしてください。

10 情報の管理及び個人情報の保護

施設の管理運営の透明性を確保するため、適正な情報の管理を行ってください。

また、個人情報保護の重要性を全従業員に周知・徹底し、これが漏洩することの無いよう必要な対策を講じてください。

11 備品の管理

- (1) 町の所有に帰属する備品については、宮代町財産規則に基づき管理願います。
- (2) 指定管理者が指定管理料により購入した備品については、町所有に属するものとします。
- (3) 備え付けの備品等は別に提示します。なお、備え付け以外に必要な備品等については、別途協議します。

1 2 法令等の遵守

新しい村を管理運営するにあたり、本書のほか、次に掲げる法令等を遵守してください。

- (1) 地方自治法、施行令及び施行規則
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令
- (3) 宮代町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び施行規則、宮代町公の施設の指定管理者制度に関する指針
- (4) 宮代町新しい村設置及び管理条例及び管理規則
- (5) 個人情報の保護に関する法律及び施行令、宮代町個人情報保護条例及び施行規則
- (6) 宮代町情報公開条例及び施行規則
- (7) 消防法
- (8) 建築物その他施設・設備に関して必要な法令

1 3 従業員の健康管理、人材育成

- (1) 従業員の雇用、配置及び勤務形態は、施設の管理運営に支障がないように定めてください。
- (2) 従業員に対して必要な健康診断を行い、利用者及び従業員の健康を害さないように努めてください。
- (3) 従業員のワークライフバランスを考慮し、個別面接や職場改善等を行い、働きやすい労働環境の整備に努めてください。
- (4) 利用者へのサービス向上を図るため、個別及び全体研修を実施し、従業員の資質の向上に努めてください。

第2章 施設の維持管理に関する業務水準

1 施設管理業務

(1) 全般事項

- ア 利用者への接客は、丁寧かつ分かりやすい対応を心がけてください。
- イ NPO団体、企業その他関係機関等との連携を図り、協働して事業を推進してください。
- ウ 利用者からの要望及び苦情には適切に対応し、町へ迅速に報告してください。
- エ 環境に配慮し、除草剤や農薬、防虫剤等薬剤の使用は原則行わないようにしてください。
- オ 園内を巡回し、安心して園内を利用できるよう維持管理に努めてください。また、町が園内を巡回中に発見し、指定管理者に指摘した除草や簡易修繕等の維持管理業務については速やかに対応してください。
- カ 事故や事件等緊急時の一時的な対応（応急措置、関係機関への連絡等）をしてくだ

さい。

キ 台風や大雨、大雪、震災等の自然災害への一時的な対応（初期消火や凍結防止等）をしてください。

ク 園内の設備及び備品は、利用者の安全に配慮し、適切に管理してください。

ケ 草刈りや保守点検・修繕等園内管理業務を行った結果については、作業日報として月ごとに町に報告してください。

（２）除草業務

ア 除草は、雑草の根ごと除去し、除草跡はきれいに清掃してください。

イ 草刈は、膝丈まで伸びる前に均一に刈り払い、ツル性雑草は除去してください。また、刈り跡はきれいに清掃してください。そして、刈り草は、必要に応じて所定の場所に集積し、適正に処分してください。

※除草箇所的位置図は別紙１、面積等は別紙２のとおりです。

（３）樹木管理業務

ア 樹木剪定は、自由仕立てとし、施設利用者または敷地内通行者に危険等がないよう配慮し、剪定の必要性や樹種特性に応じて、最も適切な時期と方法で行ってください。特に、花木類の剪定は、花芽の分化時期や着生位置に注意してください。

イ 生垣手入れは、樹木の特性に合わせて切詰めや透かし等を適切に行ってください。

ウ 施肥を行う場合は、樹木特性や施肥の種類（寒肥、追肥等）を配慮し、効果的な方法で行ってください。

エ 病虫害発生の早期発見に努め、原則として薬剤を使用しない方法（剪定防除、捕殺等）で防除してください。やむを得ず薬剤散布を行う場合は、あらかじめ町へ相談するとともに農薬取締法等の関連法規やメーカーの使用安全基準を遵守してください。また、原則森の市場「結」定休日に実施することとし、近隣住民や施設利用者に事前周知を行うとともに、近隣住宅や歩行者、車両等に影響のないよう無風または弱風の天候及び時間帯を選び、健康被害の防止に配慮してください。

オ 枯損木は、原則として地上部のみ撤去し、切り株が施設利用者等の通行に支障がないよう注意してください。また、支障木は、可能な限り移植することとし、その場合は移植跡が残らないよう良質土による埋戻しをしてください。

カ 剪定後の木や枝は、できるだけチップにして園内で再利用してください。

※樹木剪定箇所的位置図は別紙３、本数等は別紙４のとおりです。

（４）芝生管理業務

ア 刈り残しや刈りムラがでないよう均一に刈込み、刈芝の量に応じて、所定の場所に集積し、適正に処分してください。また、芝生育成の必要に応じて目土かけや補植等を適切にしてください。

イ 芝生広場は、町の承認を得て、イベント時の臨時駐車場として利用することができますが、利用後は速やかに養生作業を行い、現状復旧に努めてください。

※芝生管理箇所的位置図は別紙５、面積等は別紙６のとおりです。

(5) 清掃業務

- ア 各施設ごとの日常清掃マニュアルを整備し、マニュアルに沿って、利用者が快適に施設を利用できるよう日常清掃をしてください。
- イ 各施設ごとの定期清掃スケジュールを整備し、スケジュールに沿って、施設や設備の定期清掃をしてください。
- ウ 敷地内で発生したゴミは、宮代町の分別ルールに基づく収集及び処分してください。

(6) 浄化施設維持管理業務

- ア 園内に2か所ある浄化施設の浚渫及び清掃を行い、悪臭等が発生しないように努めてください。
 - イ 浄化施設の機械設備を定期的に点検し、正常に稼働する状態を保ってください。
- ※浄化施設の位置図は別紙7のとおりです。

(7) ホームページ情報更新業務

- ア 新しい村ホームページの情報更新を行い、常に最新情報を発信してください。
- イ SNSを活用して、森の市場「結」、森のカフェの商品や新着情報のPRを行ってください。また、新しい村で実施するイベントのPRや農業生産部門の活動状況、講座の募集等を行い、利用者の増に努めてください。

(8) 設備及び備品の修繕業務

- ア 園内設備及び備品は正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行うとともに、部品交換や補修など軽微な修繕を行ってください。町と指定管理者の修繕に係るリスクについては、次のとおりとし、疑義及び想定外事由が生じたときは、双方の協議とします。

区分	項目	内容	実施区分		基本的な考え方
			町	指定管理者	
建物	新築、増築		△	△	必要に応じて町・指定管理者で協議します。
	改築又は大規模修繕、資本的支出及び一件当たり見積額100万円以上の修繕	躯体、基礎軸組、鉄骨部分、小屋組等の取替	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上必要な部分」については、所有者である町が管理すべき者であるため、必要に応じて町が行います。
	一件当たり見積額100万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施します。
	法律等の制定・改正や社会的政策的背景等により、改修が義務または必要とされる工事。		○		耐震補強工事・バリアフリー工事等法律の制定又は改正等に基づく工事は町が行います。
構築物	新設等		△	△	必要に応じて町・指定管理者で協議します。
	資本的支出及び一件当たり見積額100万円以上の修繕		○		
	一件当たり見積額100万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施します。
機	新設等		△	△	必要に応じて町・指定管理者で協議します。

機 装 置	資本的支出及び一件当たり見 積額100万円以上の修繕		○		
	一件当たり見積額100万円未 満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務 として指定管理者が実施します。
備 品	購入			○	管理運営上必要なものの購入であるため、指 定管理者が実施します。なお、指定管理者が 指定管理料で購入するものは町の備品としま す。
	資本的支出となる修繕		○		
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務 として指定管理者が実施します。
上記以外の建物、機械装置、備品の 改築・改装改造等		いわゆる 「模様替 え」等		○	指定管理者が委託料以外の費用により、サー ビス向上や効率的な管理運営のため、改築等 した部分についての権利を将来にわたって主 張しないことを条件とします。
植 栽	一件当たり100万円未満の倒 木、伐採の処分			○	100万円未満の部分は、指定管理者の負担 とします。
	一件当たり100万円を超える 部分の倒木、伐採処分		○		100万円を超える部分は、所管県土整備事 務所と協議の上、町の負担とします。

イ 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小規模修繕：一件当たり見積額100万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、指定管理料に含まれている440万円（消費税及び地方消費税を含む。）の修繕経費の中から指定管理者が実施し、それ以外は町が実施します。

ただし、緊急を要する場合や、年度途中に修繕経費に不足が生じる場合、指定管理者が自ら提案し経費を負担するなど特別な理由がある場合は、町、指定管理者協議の上決定します。

ウ 指定管理者は、建物の新築、増改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等にあたっては、原則としてあらかじめ町と協議し、承認を受けなければなりません。

また、いわゆる「模様替え」等についても同様とします。

エ 工事に伴う成果物の所有権は、原則として町に帰属します。

オ 購入備品の所有権は、町が支払う指定管理料を充てて購入したものは町に帰属します。

カ 指定管理者の故意、過失による施設及び設備又は備品の損壊・汚損は、金額に関わらず、指定管理者が費用を負担します。

第3章 施設の運営管理に関する業務水準

1 地産地消モデル事業（森の市場「結」、森のカフェ、森の工房運営）

（1）森の市場「結」運営業務

- ア 森の市場「結」利用規定に定める商品基準を遵守し、宮代産農産物及び加工品等を中心に、利用者目線に立ち、誠実に販売業務を展開してください。
- イ 森の市場「結」で販売する農産物は、生産者組合と協力連携を図り、可能な限り宮代産とし、年間を通して消費者へ安定供給を行う上で不足する種類、量に限り仕入品で賄うようにしてください。
- ウ 1品目3生産者を目指し、新規生産者の確保に努めてください。
- エ 宮代産農産物の鮮度管理や使用薬剤の確認、加工品の衛生管理等、食の安全に対する管理徹底を行い、消費者の信頼向上に努めてください。
- オ 町内学校給食をはじめ、町内及び近隣市町の公共施設や学校施設、福祉施設等へ宮代産農産物の販売を行い、地産地消の推進及び地元農家の販売促進につなげてください。
- カ 森の市場「結」従業員の接遇及び販売研修を年1回以上実施し、接客・販売レベルの向上に努めてください。
- キ 販売目標額は、年1億8千万円以上（外販含む）、かつ宮代産商品が売り上げに占める割合を7割以上とし、目標達成に向けて積極的な販売努力をしてください。

（2）森のカフェ運営業務

- ア 食材は宮代産農産物及び加工品等を中心とし、利用者目線に立ち、誠実に製造販売業務を展開してください。
- イ 森のカフェメニューは、新しい村の理念及び消費者ニーズに合致した視点に立ったうえで見直し又は考案を行い、年2品以上の新商品販売又はリニューアル販売を行ってください。
- ウ 販売目標額は、年1000万円以上とし、目標達成に向けて積極的な販売努力を行ってください。

（3）森の工房運営業務

- ア 食材は宮代産農産物及び加工品等を中心とし、利用者目線に立ち、誠実に製造販売業務を展開してください。
- イ 製造販売する惣菜及びパン・ジャム等加工食品は、新しい村の理念及び消費者ニーズに合致した視点に立ったうえで考案又は見直しを行ってください。

（4）生産者組合会議運営協力業務

- ア 組合の全体会議を年4回以上開催できるよう、会議の開催及び部会の運営を支援し、円滑な会議開催に協力してください。
- イ 組合員の生産技術等に関する研修会を年1回以上企画開催し、組合員の技術向上、意識啓発等に努めてください。
- ウ 組合員への情報提供及び情報交換を積極的に行い、森の市場「結」の売上向上に努

めてください。また、組合員向け情報誌を年2回以上作成し、発行してください。

(5) 利用者会議運営業務

- ア 森の市場「結」の消費者モニター会議を年4回以上開催し、森の市場「結」、森のカフェ及び森の工房のより良い運営について意見交換を行ってください。
- イ 消費者モニター会議の募集は公募によるものとし、適切な人数で運営してください。
- ウ 消費者モニター会議で出た意見には、できるかぎり迅速に対応し、対応が困難な項目については、その理由を消費者モニターへ誠実に回答してください。
- エ お客様満足度の向上を図るため、森の市場「結」及び森のカフェの目立つ位置に意見箱を設置し、利用者の意見を伺ってください。また、意見及び回答は個人情報等に注意をしたうえで、内容を施設内の見やすい場所に掲示してください。

(6) 生産者集荷・商品宅配サービス業務

- ア 高齢化等のやむを得ない事情により、森の市場「結」への出荷が困難となった生産者宅へ宮代産農産物の集荷サービスを行ってください。
- イ 森の市場「結」利用者の買い物を、自宅等へお届けするサービスを行ってください。
- ウ 消費者の注文を、電話、FAX、メール等により受け付け、市場商品又は弁当等を自宅等へお届けするサービスを行ってください。
- エ インターネットを活用し、新たな販路拡大を図ってください。
- オ インターネット販売や宅配事業を行うにあたって必要となるルールづくりをしてください。なお、取り決め内容は、町及び生産者組合と協議し決定してください。

【提案依頼事項】

上記(1)～(6)の項目につき、今後5年間でどのような取り組みを行うか、それぞれ具体的に提案をしてください。また、以下については、項目ごとの提案の中でより具体的に説明を行ってください。

- ① 新しい村の農資源を活かし、観光・交流拠点としての機能を強化することは、今後の持続的な集客力につながると考えます。今後5年間で予定している飲食及び観光客の滞在時間を延ばす取り組み、期待する効果、社内の実施体制、関係団体との連携体制について提案してください。
- ② 集荷宅配事業は宮代産農産物の売り手と買い手をつなぐサービスであり、高齢化が進むにつれ今後さらに大切となる事業です。今後安定供給を図り、さらなる拡大を図るために具体的な取り組みを提案してください。

2 農家支援・農業サービス事業（育苗、農産物生産、圃場管理）

（１）水稻苗生産販売業務

- ア 水稻苗生産枚数は自社苗含む30,000枚以上とします。また、翌年度の水稻苗受注販売にあたっては、農家のニーズに対応し、多様な生産販売体系を確保してください。
- イ 安心安全な米作りを推進するため、種子消毒時には薬剤を用いないでください。

（２）育苗施設活用業務

- ア 育苗施設の有効活用を図り、森の市場「結」で不足する宮代産野菜や果樹を2品目以上補ってください。
- イ 育苗施設は適切に管理し、雑草等の繁茂や地盤の不陸等を生じないようにしてください。

（３）農産物生産、販路拡大業務

- ア 森の市場「結」、JA南彩、日本工業大学、ふるさと納税の返礼品へ自社生産米の安定供給を図るとともに、さらなる販路拡大に努めてください。
- イ 圃場ごとの作付計画及び管理シートを作成するとともに、肥料の散布や除草等生産性向上にむけた適正管理をしてください。
- ウ 農家農業支援事業PR用のパンフレットを作成及び配布をしてください。

（４）園内圃場管理業務

- ア 新しい村敷地内の農作業体験用圃場を適正管理するとともに、園内管理担当者と協力して農体験事業の実施にあたってください。
- イ 集落農園「結の里」利用者へ作付や栽培の指導をしてください。
- ウ 町が貸与する農機具及び農業設備は適切に管理を行い、丁寧な操作を心がけてください。また、農機具が不足する場合は、自社農機具を用いて充足してください。

【提案依頼事項】

上記(1)～(4)の項目につき、今後5年間でどのような取り組みを行うか、それぞれ具体的に提案をして下さい。また、以下については、項目ごとの提案の中でより具体的に説明を行ってください。

- ① 農業支援、農業サービス事業の継続した運営には、後継者の育成と専門技術の継承が必要です。今後5年間で農業支援・農業サービス事業を継続するために行う人材確保や人材育成のための取り組みについて具体的に提案をしてください。

3 農体験・農園交流事業

（１）集落農園「結の里」利用促進業務

- ア 集落農園「結の里」の利用促進を図り、継続的に90%以上の利用率を目指してください。
- イ 利用者へ積極的に声かけを行い、利用者間の交流促進を図ってください。

- ウ 集落農園内の巡回を行い、雑草の放置や禁止薬剤の使用など管理が不適切な利用者に対し、是正指導をしてください。
- エ 集落農園内の残渣は残渣置場の堆積量が地表から1mを超えないように適切に管理し、景観を損なわないよう注意してください。

(2) ほっつけ田の田植え・稲刈り体験業務

- ア ほっつけ田は、田植え及び稲刈り体験ができるよう年間を通して適正管理（水管理、代掻き、除草、畔草刈り、肥料散布等）をしてください。なお、企画の主旨を理解し、管理にあたって薬剤や化学肥料は原則用いないこととし、やむを得ず使用する場合は、事前に町へ相談してください。
- イ ほっつけ田で、年10回以上田植え及び稲刈り体験を行い、延べ参加者を500人以上確保してください。
- ウ 体験参加者へ農のあるまちづくり及び新しい村のPRを行い、リピーターの確保に努めてください。また、森の市場「結」商品とタイアップし、直売所の売上向上につなげてください。
- エ ほっつけ田の田植え、稲刈り体験業務における年間売上目標額は、150万円以上とします。

(3) 農業体験企画実施業務

- ア 果樹園及び体験用の畑は、農業体験ができるよう年間を通して適正管理（剪定、防虫、防鳥、除草、肥料散布等）を行ってください。なお、企画の主旨を理解し、管理にあたって薬剤や化学肥料は原則用いないこととし、やむを得ず使用する場合は、事前に町へ相談してください。
- イ ブルーベリー摘み取り体験を実施し、延べ参加者を300人以上確保してください。
- ウ 芋ほりや野菜収穫体験を実施し、延べ参加者を400人以上確保してください。
- エ 農作業を取り入れた婚活事業を年5回以上実施し、延べ参加者を180人以上確保してください。
- オ 事業参加者へ農のあるまちづくり及び新しい村のPRを行い、リピーターの確保に努めてください。
- カ 農業体験企画実施業務における年間売上目標額は、300万円以上とします。
- キ 宮代産野菜を活用した料理講座を年6回以上開催し、延べ参加者を60人以上確保してください。
- ク 1年を通じて、農体験を総合的に楽しめる講座を年3回以上開催し、延べ参加者を30人以上確保してください。
- ケ ハーブ講座を年6回以上開催し、延べ参加者を60人以上確保してください。
- コ ハーブ園は、見本園、ハーブ講座及び摘み取り体験ができるよう年間を通して適正管理（剪定、防虫、防鳥、除草、肥料散布等）を行ってください。なお、企画の主旨を理解し、管理にあたって薬剤や化学肥料は原則用いないこととし、やむを得ず使用する場合は、事前に町へ相談してください。
- サ ハーブを活用した商品開発を年4品以上行い、森の市場「結」で販売してください。

シ 事業参加者へ農のあるまちづくり及び新しい村のPRを行い、リピーターの確保に努めてください。

【提案依頼事項】

上記(1)～(3)の項目につき、今後 5 年間でどのような取り組みを行うか、それぞれ具体的に提案をして下さい。また、以下については、項目ごとの提案の中でより具体的に説明を行ってください。

- ① 新しい村の知名度を向上させることは、集客、売り上げにつながるだけでなく、人材の獲得や、社員のモチベーションの向上にもつながります。今後 5 年間で新しい村の知名度を向上させるためにどのような取り組みを行うか、具体的に提案をしてください。

第 4 章 指定管理期間中の報告・協議

1 事業計画書及び報告書の提出

(1) 事業計画書

ア 指定管理者は、業務実施にあたり、受託業務の年間作業実施計画書及び年間事業実施計画書を作成し、業務開始前に町の承認を得てください。

イ 事業計画書の様式及び記載項目は、別途町と協議してください。

(2) 作業実施報告書及び事業実施報告書

指定管理者は、月ごとに月次作業実施報告書及び月次事業実施報告書を作成し、町へ報告をしてください。また、年度末には年間を通しての作業実施報告書及び事業実施報告書を作成し、町へ報告してください。なお、報告書の様式及び記載項目は、別途町と協議をすることとし、必要に応じて次の資料を添付してください。

ア 作業実施数量等の記録

イ 保守点検記録

ウ 作業日報

エ 事業実施記録

オ 安全衛生点検の記録

カ 修繕等の記録

キ 作業、修繕記録写真

ク その他町と取り決めた資料

2 モニタリング

(1) モニタリングの概要

町は、指定管理者による公の施設の管理運営、利用者に対するサービスの提供が適正かつ確実に行われているか否かについて、町の公的責任を果たすためモニタリングによ

り必要な監視を行います。

(2) 指定管理者によるセルフモニタリング

指定管理者は、受託した公の施設の管理運営、利用者に対するサービスの提供が適正かつ確実に行われているか、仕様書や協定書等で定めた業務水準、目標を確保しているかを確認しながら業務を行ってください。

(3) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、年1回以上利用者アンケートを実施し、施設の管理運営及びサービス提供に対する利用者の満足度の把握、ニーズの調査を行い、利用者本位の柔軟なサービスの提供に努めてください。

(4) 町による定期または随時の調査

ア 期首モニタリング (年度事業計画書の協議)

基本協定書及び指定管理者が作成した5か年の事業提案書、当該年度の特殊事情等を前提に町と指定管理者で協議を行い、当該年度の指定管理料の算出及び年度協定書の締結を行います。

イ 期中モニタリング (月次経営会議の実施)

指定管理者が作成する月次報告書及びその他必要資料に基づき、毎月定期的に町と指定管理者で会議を行い、前月の業務実施状況及び当月の業務実施予定について情報共有及び意見交換を行います。なお、業務改善が必要な場合、町は必要に応じて指定管理者に対して改善勧告を行うとともに、改善策の提出及び実施を求めます。

ウ 期末モニタリング (年度事業報告書の提出)

指定管理者は、各年度終了後1ヶ月以内に年度事業報告書を作成し町に提出します。町は、年度事業報告書及び期中モニタリングの結果等に基づき、年度全体での業務履行状況を評価し、その結果を公表します。

なお、評価結果に基づき改善を要する場合は、改善勧告及び改善策の提出及び実施を求めます。

3 施設の管理運営に関する規定等の作成または変更

指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定等を作成または変更する場合は、町と協議をし、承認を得てください。

4 指定管理業務の継続が困難になった場合の措置

(1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに町に報告しなくてはなりません。

(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められた場合には、町は指定管理者に対して改善勧告を行い、改善策の提出及び実施を求めることができます。

その結果、指定管理者が当該期間内に改善を図れなかった場合には、町は指定管理者の指定を取消することができます。

- (3) 指定管理者が、町の指示に従わない場合又は指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難となった場合には、町は指定管理者の指定を取消することができます。
- (4) 指定管理者の指定を取消され、町に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、賠償の責めを負うこととなります。
- (5) 町又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、町と指定管理者は指定管理業務の可否について協議することとします。

5 原状回復義務

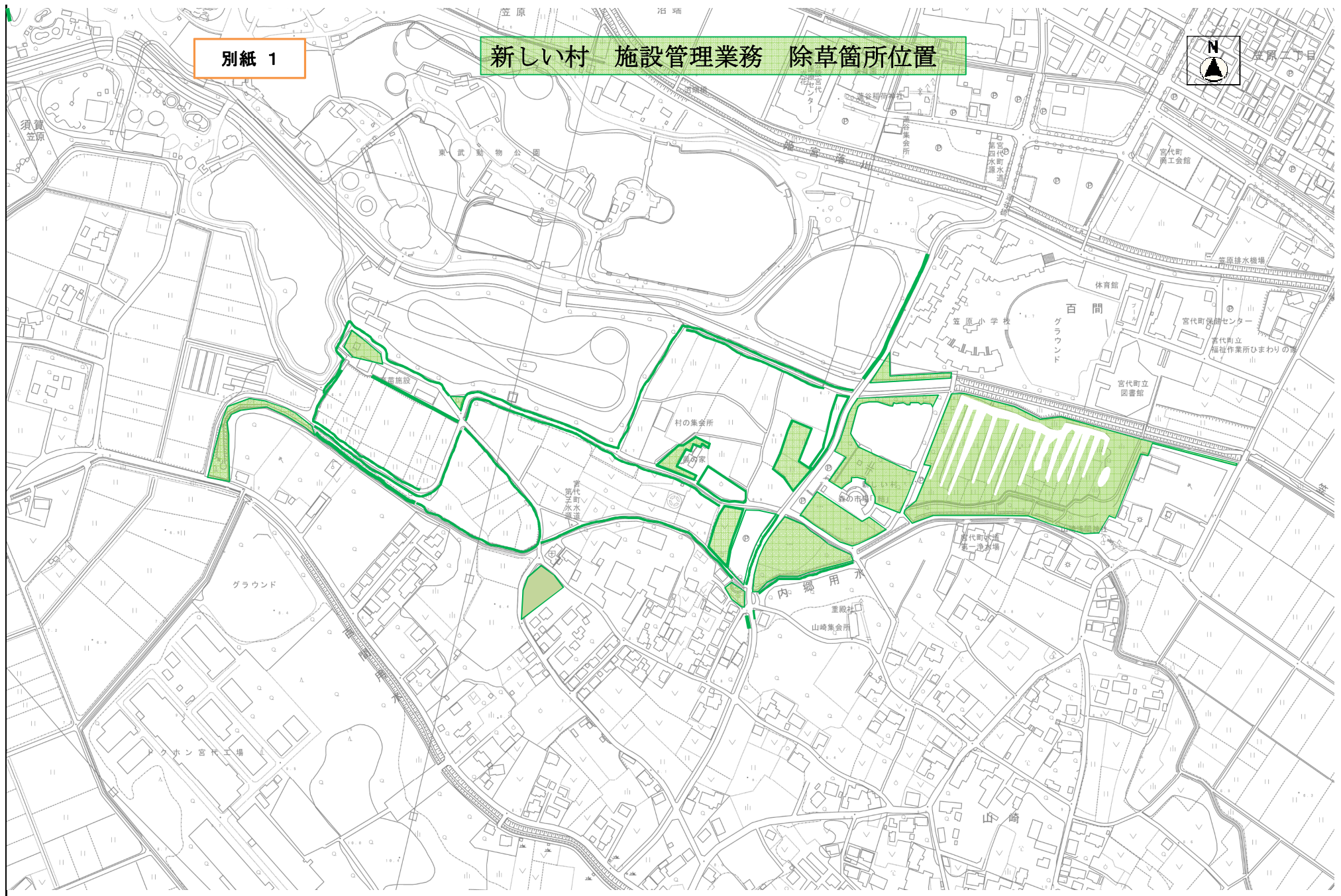
指定管理者は、指定期間が満了したとき又は指定の取消し及び業務の停止を命ぜられたときは、速やかに施設を現状に回復してください。ただし、町長の承認を得たときは、原状回復しないことができます。

6 協議

指定管理者は、この業務要求水準書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び取扱いについて、疑義が生じた場合は町と協議し決定します。

別紙 1

新しい村 施設管理業務 除草箇所位置



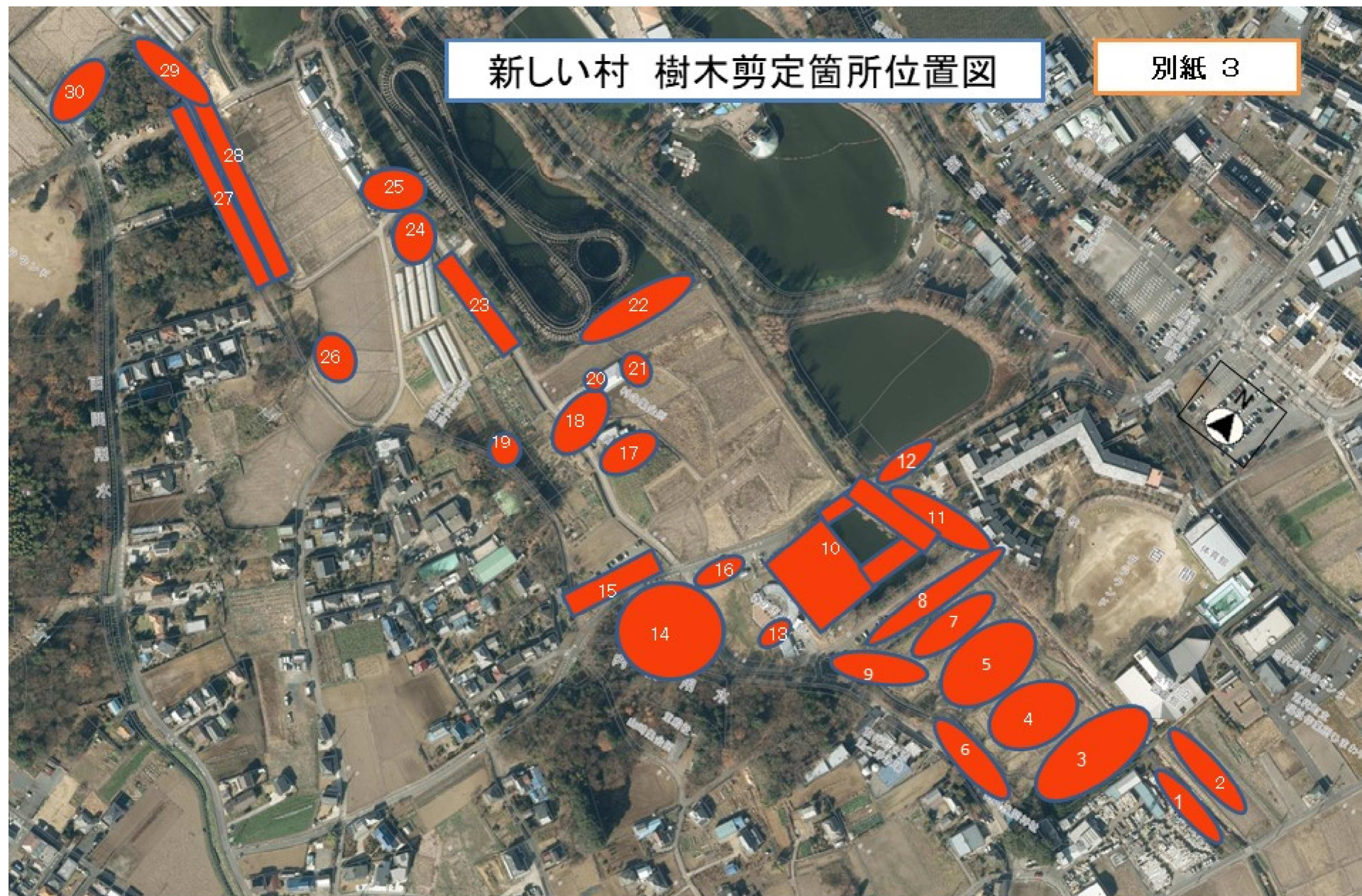
除草箇所 面積等一覧

別紙2

場所	詳細	面積	バロネスほか	肩かけ	算出根拠
① 笠原沼落し川ぞい	農協通り～木橋(右岸)	492	492		カネコ合成脇遊歩道平面GIS292㎡+笠原沼落し遊歩道2m×100m
		520		520	笠原沼落しのり面3.2m+遊歩道のり面2m=5.2m×100m
	農協通り～木橋(左岸)	400		400	笠原沼落しのり面3m+上部1m×100m
	木橋～笠小裏橋(右岸)	551	551		木橋余剰地GIS33㎡+笠原沼落し遊歩道1m×190m+遊歩道下原っぱGIS328㎡
		719		719	笠原沼落しのり面3m×190m=570㎡+遊歩道のり面1.1m×135m=149㎡
	木橋～笠小裏橋(左岸)	190	190		笠原沼落し遊歩道1m×190m
		665		665	笠原沼落しのり面3m×190m=570㎡+生垣脇0.5m×190m=95㎡
	笠小裏橋～集道1号(右岸)	170	170		笠原沼落しのり面2m×85m
	笠小裏橋～集道1号(左岸)	138	138		笠原沼落し遊歩道2.3m×60m
		360		360	笠原沼落しのり面2m×75m=150㎡+三角地GIS210㎡
	集道1号～レジーナ(右岸のみ)	540	540		笠原沼落し遊歩道片側1.5m+1.5m×180m
		540		540	笠原沼落しのり面2m×180m=360㎡+遊歩道のり面1m×180m=180㎡
	レジーナ脇	237		237	フェンス側0.5m×120m=60㎡+反対側1.5m×118m=177㎡
	レジーナ前フェンスぞい	246		246	1m×180m=180㎡+0.6m×110m=66㎡
② 芝生広場(金子合成となり)		1524	1,524		園路右GIS756㎡+園路左GIS768㎡
		1336		1,336	金子合成脇樹木とのり面GIS1078㎡+芝生広場のり面1.5m×112m=168㎡+芝生広場内樹木箇所GIS90㎡
③ ビオトープあやめ		166		166	あやめ箇所GIS166㎡
④ 1番2番ほっつけ間		415		415	耕作不可GIS415㎡
⑤ 調整池となり芝生広場		479	479		池となり芝生広場GIS479㎡
		296		296	芝生広場のり面GIS296㎡
⑥ 調整池周辺		2051		2,051	池周辺と第1駐車場周辺GIS2051㎡
⑦ 市場裏山		2025		2,025	市場裏山GIS2025㎡
⑧ 市場前芝生広場(小)		1681	1,681		芝生広場GIS1681㎡
		180		180	第2駐車場木柵周辺0.5m×17m=8.5㎡+集7ぞい木柵0.5m×86m=43㎡+市場前水路2.4m×54m=129㎡
⑨ 市場前芝生広場(大)		2604	2,604		芝生広場GIS2604㎡
		373		373	集1集7ぞい0.5m×150m=75㎡+樹木2箇所GIS250㎡48㎡
⑩ 集道1号ぞいプランター	東口ゲート～笠原沼落し	115		115	0.7m×165m
	笠原沼落し～集7交差点	91		91	0.7m×130m
	集7交差点～浄化施設2	61		61	0.7m×88m
	浄化施設2～いそ入口	52		52	0.7m×75m
⑪ 第3駐車場	第3駐車場+となり畑+休憩広場	268	268		第3駐車場と畑の間GIS74㎡+畑周辺GIS194㎡
		157		157	
⑫ 浄化施設2		219		219	浄化施設2GIS219㎡
⑬ 農の家周辺	農の家前	125	125		農の家芝生箇所GIS125㎡
		75		75	駐車場周り0.5m×150m
⑭ 集道7号水辺3号	水辺3号(右岸)	510		510	1.5m×340m
	水辺3号(左岸)	420		420	1.2m×350m
⑮ 集道6号ぞい	水辺3号(右岸)	96	96		0.8m×120m
	集道6号ぞい	324		324	0.7m×120m=84㎡+0.9m×65m=58.5㎡+1.3m×140m=182㎡
⑯ 育苗施設奥	まとめて	280		280	0.9m×35m=31㎡+0.9m×30m=27㎡+1m×30m=30㎡+0.5m×35m=17㎡+2.3m×25m=57㎡+1.8×15m=27㎡+2.6m×35m=91㎡
⑰ 逆井広場		698		698	逆井広場GIS698㎡
⑱ 逆井広場先緑地帯		604	604		逆井広場緑地帯GIS604㎡
⑲ 内郷用水	遊歩道	240	240		遊歩道2m×120m
	内郷用水(右岸)～いそ整形裏まで	748		748	2.5m×140m=350㎡+2.3m×120m=276㎡+1m×50m=50㎡+1.8m×40m=72㎡
	内郷用水(左岸)～浄化施設2まで	750		750	1m×89m=89㎡+1m×120m=120㎡+1m×145m=145㎡+1.8m×220m=396㎡
	重殿堰前水路	130		130	右岸1.9m×45m=85.5㎡+左岸1m×45m=45㎡
	一松～ふれセン裏(左岸のみ)	904	904		
		452		452	
⑳ ほっつけ		1704		1,704	ほっつけの面積GIS3409.72㎡×1/2(手の届く範囲)
㉑ ホタル池周辺		502		502	GIS298㎡+GIS204㎡ (NPO)
㉒ 生垣		442	442		442m×@200円(155円×経費)
㉓ 高木剪定	幹周(30cm未満)落葉樹	100	100		100本×@1971円(1513円×経費)
㉔ サイン看板	剪定	21	21		5箇所(商工会前2㎡、集1突き当り4㎡、グランビュ-前5㎡、進修館交差点5㎡、上野田交差点5㎡)合計21㎡×200円=4,200円
㉕ 浄化施設1	ゴミ上げ	1	1		
		28987	11,170	17,817	

新しい村 樹木剪定箇所位置図

別紙 3



樹木剪定箇所 本数等

別紙 4

番号	樹木	備考	番号	樹木	備考
1	低木16本		16	-	
2	中木10本	内 桜中木10本	17	中木2本・低木2本	
3	高木51本・中木16本・低木20本		18	高木2本・中木11本	
4	高木6本・中木1本		19	高木3本	
5	高木16本・中木2本		20	中木2本	
6	高木15本・中木10本・低木55本		21	高木4本・低木3本	内 桜低木3本
7	-		22	高木13本・中木1本	内 桜中木11本
8	高木52本・中木3本・低木8本	内 桜低木1本	23	高木2本・中木23本	内 桜中木19本
9	高木8本・中低木60本		24	高木9本・中木9本	
10	高木152本・中木11本・低木2本	内 桜高木6本・中木1本・低木2本	25	高木9本・中木3本	
11	低木11本	内 桜低木11本	26	中木3本	内 桜中木3本
12	高木5本	内 桜高木5本	27	中低木一式	遊歩道にかかる樹木は危険がないように管理すること
13	高木4本・低木4本		28	低木16本	内 桜低木16本
14	高木53本・中木3本		29	高木1本・中木10本	杏を含む
15	高木30本・中木3本・低木2本		30	低木8本	内 桜低木7本

合計	高木 435本	内	桜高木 11本
	中木 123本		桜中木 44本
	低木 147本		桜低木 40本
	中低木(中木低木が混在)60本		
	高木・中木・低木 合計 765本		桜 合計 95本



芝生管理箇所 位置図

別紙 5



縮尺 1 : 2500

芝生管理箇所 面積

番号	場所	有料施設	面積
①	芝生広場(金子合成となり)		金子合成脇樹木とのり面GIS1078㎡+芝生広場のり面1.5m×112m=168㎡+芝生広場内樹木箇所GIS90㎡ あやめ箇所GIS166㎡
②	調整池となり芝生広場		芝生広場のり面GIS296㎡ 池周辺と第1駐車場周辺GIS2051㎡
③	市場前芝生広場(小)	有料施設	芝生広場GIS1681㎡ 第2駐車場木柵周辺0.5m×17m=8.5㎡+集7ぞい木柵0.5m×86m=43㎡+市場前水路2.4m×54m=129㎡
④	市場前芝生広場(大)	有料施設	芝生広場GIS2604㎡ 集1集7ぞい0.5m×150m=75㎡+樹木2箇所GIS250㎡48㎡



浄化施設の位置図

別紙 7

浄化施設 1

浄化施設 2

縮尺 1 : 1500

町所有 備品台帳

番号	資産名称	取得年月日	取得価額	数量	設置施設
1	精米機	2001/8/6	1,760,000	1	森の市場
2	米袋用シーラー	2001/8/6	33,000	1	森の市場
3	台車 4台	2001/8/6	74,182	1	森の市場
4	ガーデンテーブル 2台	2001/8/8	60,000	1	森の市場
5	ガーデンチェア 6脚	2001/8/8	30,000	1	森の市場
6	カートラック7台→3台	2001/8/22	53,760	1	森の市場
7	テーブル(白)	2001/8/23	99,960	1	森の市場
8	炊飯器(二升) 2台	2002/8/20	55,600	1	森の市場
9	商品陳列棚(農作物)7台	2001/3/23	1,239,000	1	森の市場
10	商品陳列棚(商工産品)2台	2001/3/23	414,960	1	森の市場
11	商品陳列棚(パン・ジャム)	2001/3/23	215,250	1	森の市場
12	平台 7台	2001/3/23	520,884	1	森の市場
13	冷蔵ショーケース(蒟蒻棚)	2001/3/23	855,750	1	森の市場
14	電子秤(15kg)	2001/3/23	525,000	1	森の市場
15	米販売用ケース	2001/3/23	157,500	1	森の市場
16	傘立て	2001/3/23	15,876	1	森の市場
17	ホワイトボード	2001/3/23	15,697	1	森の市場
18	パンフレットスタンド	2001/3/23	16,632	1	森の市場
19	サッカー台 5台	2001/3/23	49,822	1	森の市場
20	喫茶長椅子 6脚	2001/3/23	127,890	1	森の市場
21	喫茶椅子 11脚	2001/3/23	290,640	1	森の市場
22	丸テーブル 4台	2001/3/23	128,392	1	森の市場
23	ホワイトボード	2001/3/23	21,771	1	森の市場

24	ホワイトボード	2001/3/23	33,237	1	森の市場
25	キャビネット	2001/3/23	27,120	1	農の家
26	テーブル(店頭のサッカー台に代用)	2001/3/23	63,000	1	森の市場
27	調理台 2台	2001/3/23	462,000	1	森の工房
28	手動油圧式パワーリフター	2001/3/23	199,500	1	森の工房
29	EPKハンドシーラー	2001/3/23	252,000	1	森の工房
30	二槽シンク 2台	2001/3/23	415,800	1	森の工房・惣菜
31	パンラック 1台	2001/3/23	189,000	1	森の工房
32	手押し車 2台 +二段式 2台	2001/3/23	23,100	1	森の工房
33	扇風機(2台)	2001/3/23	37,905	1	森の工房
34	デジタル上皿秤 2台	2001/3/23	62,580	1	森の工房
35	SKミキサー 2台	2001/3/23	886,200	1	森の工房
36	作業台	2001/3/23	126,000	1	森の工房
37	ドウコンディショナー	2001/3/23	2,037,000	1	森の工房
38	コンポオープン	2001/3/23	1,895,000	1	森の工房
39	ラック	2001/3/23	61,950	1	森の工房
40	スチーマーボックス	2001/3/23	372,750	1	森の工房
41	ロッカー	2001/3/28	69,209	1	森の工房
42	ホワイトボード	2001/3/28	15,697	1	森の工房
43	カッティングマシン	2001/3/28	116,550	1	森の工房
44	ファイリングキャビネット一式	2003/3/31	480,332	1	農の家
45	デジタルカメラ(キャノンパワーショット)	2003/2/10	49,000	1	農の家
46	音響器具 4台	2001/3/31	918,120	1	村の集会所
47	ミーティングテーブル	2002/3/18	43,785	1	村の集会所
48	ミーティングチェア 4脚	2002/3/18	77,868	1	村の集会所

49	座卓 6脚(2脚は集会所)	2002/3/18	94,500	1	農の家
50	ロッカー 2台	2002/3/18	63,126	1	農の家
51	ファイリングロッカー 4台	2002/3/18	190,701	1	農の家
52	金庫	2002/3/18	45,360	1	農の家
53	ホワイトボード	2002/3/18	14,490	1	農の家
54	ホワイトボード月行事	2002/3/18	20,160	1	農の家
55	両袖机 2台→1台	2003/3/31	50,286	1	村の集会所
56	ミーティングテーブル 2台	2002/2/21	46,683	1	育苗施設
57	ロッカー 4台	2002/2/21	189,378	1	育苗施設
58	ホワイトボード	2002/2/21	23,184	1	育苗施設
59	ファイリングロッカー 2台→3台	2002/3/20	127,134	1	育苗施設
60	催芽機	2002/2/28	215,156	1	育苗施設
61	脱水機	2002/2/28	366,776	1	育苗施設
62	土ホッパー	2002/2/28	309,320	1	育苗施設
63	土昇降機	2002/2/28	1,132,400	1	育苗施設
64	土搬送用ベルコン	2002/2/28	458,280	1	育苗施設
65	ホイストクレーン	2002/2/28	266,000	1	育苗施設
66	育苗箱供給装置	2002/2/28	798,000	1	育苗施設
67	コンプレッサー 2-1	2002/2/28	155,192	1	育苗施設
68	コンプレッサー 2-2	2002/2/28		1	育苗施設
69	播種プラント	2002/2/28	1,375,600	1	育苗施設
70	育苗箱積重ね装置	2002/2/28	5,700,000	1	育苗施設
71	出芽台車 26台	2002/2/28	52,744	1	育苗施設
72	保温カバー 2台	2002/2/28	342,000	1	育苗施設
73	蒸気ボイラー	2002/2/28	912,000	1	育苗施設

74	サーキュレーター(強制空気攪拌装置)4台	2002/2/28	64,980	1	育苗施設
75	オイルタンク	2002/2/28	456,000	1	育苗施設
76	緑化台車(ヤンマー)40台(内39台処分/1台利用)	2002/2/28	2,225,280	1	育苗施設
77	自動灌水装置	2002/2/28	2,128,000	1	育苗施設
78	苗箱梱包機	2002/2/28	592,800	1	育苗施設
79	真空播種プラント(野菜・花用)	2002/2/28	3,456,480	1	育苗施設
80	ミニコン(土供給設備)	2002/2/28	334,400	1	育苗施設
81	発芽室	2002/2/28	1,064,000	1	育苗施設
82	花・苗ベンチ 10台	2002/2/28	1,368,000	1	育苗施設
83	小型温風機(緑化室加温装置) 3台	2002/2/28	380,000	1	育苗施設
84	ヤンマー普通型コンバイン(宮代町 に 966)	2002/2/28	6,127,358	1	機械化施設
85	トラクター (宮代町に 902)	2001/3/12	3,555,863	1	機械化施設
86	No112 イセキトラクター 部品			1	機械化施設
87	スナップ車輪(水田籠車輪・4輪→12輪)	2001/3/19	133,240	1	機械化施設
88	ロードマスター(フロントローダー)	2001/3/19	762,349	1	機械化施設
89	グレンコンテナ(穀類搬送機) 3台	2001/3/12	289,950	1	機械化施設
90	コンバイントレーラー	2001/3/12	590,499	1	機械化施設
91	野菜苗移植機	2001/3/12	569,214	1	機械化施設
92	小型乗用モア(乗用草刈機)	2001/3/12	543,517	1	農の家
93	ラジコン動噴(防除機)	2001/3/12	665,081	1	機械化施設
94	ハンマーナイフモア(バロネス草刈機.)	2000/10/6	509,250	1	機械化施設
95	グレンコンテナ(穀類搬送機.) 2台	2003/7/10	299,250	1	機械化施設
96	ハンマーナイフモア(バロネス草刈機)	2004/6/1	803,250	1	機械化施設
97	管理機平畝整形マルチセット	2001/9/12	414,225	1	機械化施設
98	畦塗り機	2003/2/26	598,500	1	機械化施設

99	アルミブリッジ(10尺)	2006/3/8	88,900	1	機械化施設
100	アルミブリッジ(6尺)	2006/3/8	31,600	1	機械化施設
101	セットポンプ 2台	2006/3/8	127,140	1	機械化施設
102	管理機	2006/3/8	248,000	1	機械化施設
103	業務用ガスコンロ台	2001/3/23		1	森の工房
104	冷蔵庫(カフェ)	2017/1/1		1	森の工房
105	キャビネット(引出6)	2017/5/18		1	森の市場
106	会議用テーブル(白) 20台	2017/6/1		1	村の集会所
107	ヤンマートラクター(宮代町に 627)			1	育苗施設
108	ヤンマー代かきロータリー			1	育苗施設
109	ヤンマー ロータリー			1	育苗施設
110	ササキ ブロードキャスター(肥料散布機)			1	育苗施設
111	ニプロ ブロードキャスター(肥料散布機)			1	育苗施設
112	倉庫用タラップ			1	育苗施設
113	ウイングハロー(代かきロータリー)			1	育苗施設
114	ユンボ	2017/1/31	1,180,000	1	農の家
115	ダイキンエアコン 集会所(寄贈)	2013/9/1		1	村の集会所
116	ダイキンエアコン 集会所(寄贈) 2台	2013/9/1		1	村の集会所
117	コールマン BBQセット 8台			1	村の集会所
118	木製テーブル 10台	2012/4/22		1	村の集会所
119	学校椅子 60脚	2012/4/22		1	村の集会所
120	パイプ椅子 60脚	2012/4/22		1	村の集会所
121	長机30台(NO4.7.9.17.24.27.29市場へ)	2012/4/22		1	村の集会所
122	パロネス(草刈機・共栄社)			1	農の家
123	苗箱洗浄機 ヤンマー				機械化施設

124	苗箱洗浄機 ヤンマー			1	機械化施設
125	苗箱洗浄機 ヤンマー			1	機械化施設
126	扇風機 3台			1	機械化施設
127	アルミ看板(駐車場満車) 18台→19台			1	機械化施設
128	ヤンマー 播種機			1	機械化施設
129	エアコン ダイキン 3台			1	森の市場
130	ホワイトボード			1	森の市場
131	小型耕うん機			1	機械化施設
132	AED			1	村の集会所
133	消火器 3台			1	村の集会所
134	消火器 2台			1	農の家
135	アルミコンテナ 5台			1	機械化施設
136	スズテック ミニコン			1	機械化施設
137	スズテック ミニコン部品			1	機械化施設
138	両開きロッカー			1	機械化施設
139	小型耕運機			1	
140	音響 本体			1	村の集会所
141	音響 ハンドマイク			1	村の集会所
142	音響 付属マイク			1	村の集会所
143	共立低温貯蔵庫2台			1	育苗施設・事務所
144	ホワイトボード	2018/3/26	27,594	1	森の市場
145	2つ折りテーブル 4台			1	村の集会所
146	コンパクトブレンダー	2018/3/31	7,344	1	農の家
147	キッチンスケール2k用 (2個)	2018/10/12	1,480	1	農の家
148	ビニールハウス(6棟)→1棟処分し村で1棟追加	2002/3/31	11,875,500	1	育苗施設

149	サンケイ ミーティングテーブル (10台)	2019/2/19	268,000	1	村の集会所
150	T-fal ハンドミキサー	2019/4/24	13,004	1	村の集会所
151	パナソニック 卓上IH調理器 2台	2019/4/24	1台8,580	1	村の集会所
152	製パン機(ミニモルダー/鎌田機械)	2019/4/25	684,180	1	パン工房
153	食パンスライサー(ホシザキ)	2018/5/29	173,988	1	パン工房
154	プレハブキャビネット(ホシザキ)	2018/2/26	628,000	1	荷捌き所
155	エアコン(三菱)	2018/2/26	188,000	1	荷捌き所
156	マツダトラック 1トン(2939)			1	機械化施設
157	ワゴンR(2253)			1	森の市場
158	テント(イージーアップ 3.0m×3.0m)①	2020/4/1		1	農の家
159	テント(イージーアップ 3.0m×3.0m)②	2020/4/1		1	農の家
160	テント(イージーアップ 3.0m×3.0m)③	2020/4/1		1	農の家
161	アイリスオーヤマ顔認証カメラ+スタンド	2021/5/15	231,000	1	森の市場
162	TAKASYOU 非接触サーマルカメラ	2021/5/15	46,640	1	村の集会所
163	シャープ空気洗浄機	2021/5/15	107,800	2	村の集会所
164	シャープ空気洗浄機	2021/5/15	26,180	2	農の家
165	エアコン(ダイキン)	2019/4/1		1	農の家

新しい村所有 備品台帳

番号	資産名称	取得年月日	取得価額	数量	設置施設
1	エアコン(ダイキン)	2006/6/30	102,900	1	森の市場
2	粒選別機	2007/9/30	150,570	1	森の市場
3	防犯ミラー	2007/10/31	37,800	1	森の市場
4	羽釜・ふた	2009/4/15	28,350	1	森の市場
5	パソコン	2009/7/3	119,800	1	森の市場
6	電子レンジ	2011/3/24	10,800	1	森の市場
7	そば道具一式	2011/3/30	58,695	1	農の家
8	手押し車	2008/11/30	31,500	1	森の市場
9	エアコン	2009/3/31	189,000	1	森の市場
10	書類整理庫		160,000	1	森の市場
11	書類整理庫		160,000	1	森の市場
12	冷蔵ケース	2008/1/1	650,000	1	森の市場
13	冷蔵ショーケース	2009/4/1	500,000	1	森の市場
14	冷蔵ショーケース(漬物)	2010/3/1	357,000	1	森の市場
15	製氷機(カフェ)	2010/7/1	451,500	1	森の工房
16	精米機(アグリ)	2008/3/1	1,680,000	1	育苗施設
17	エアコン 2台	2014/3/31	556,500	1	森の市場
18	テント一式	2014/4/30	120,960	1	森の市場
19	テント一式	2014/7/1	120,960	1	森の市場
20	冷凍庫	2015/7/20	29,000	1	森の市場
21	ガーデンパラソル 6基→7基(茶色・大)	2016/3/25	11,900	1	森の市場
22	電話機	2014/5/3	24,603	1	森の市場
23	テーブル型冷蔵冷凍庫	2011/3/1	474,705	1	森の工房
24	フライヤー用(マルゼン)	2013/4/30	25,200	1	森の工房

25	パン・カフェ間 インターフォン	2013/11/19	22,140	1	森の工房
26	四角テーブル＋イス 4組	2013/12/18	39,200	1	森の工房
27	キッチンミキサー	2014/3/12	55,340	1	森の工房
28	パソコン DELL	2006/11/2	137,753	1	育苗施設
29	ヘッジトリマー 2台	2006/12/30	60,000	1	育苗施設
30	原付自転車 2台	2007/6/30	117,600	1	育苗施設
31	苗箱洗浄機	2007/6/30	163,200	1	育苗施設
32	冷蔵庫(いちご)	2007/11/30	211,550	1	育苗施設
33	いちごステーション一式 西原ハウスへ	2007/11/1	1,340,000	1	育苗施設
34	暖房機材(いちご) 西原ハウスへ	2007/11/1	574,277	1	育苗施設
35	軽トラック(2346)	2008/3/1	650,000	1	農の家
36	水中ポンプ一式 2台	2009/4/15	64,345	1	育苗施設
37	エンジンポンプ一式	2009/5/31	93,500	1	育苗施設
38	刈払機 4台	2009/8/31	176,000	1	育苗施設
39	軽トラック	2009/9/1	398,580	1	育苗施設
40	カーナビ	2009/10/27	63,200	1	育苗施設
41	デジタルカメラ オリンパス	2009/11/17	29,800	1	育苗施設
42	草焼きバーナー	2009/12/15	24,100	1	育苗施設
43	卓上シーラー(白光)	2010/5/25	24,255	1	育苗施設
44	清掃機	2010/5/31	230,000	1	育苗施設
45	刈払機	2010/5/31	76,000	1	育苗施設
46	オイルタンク一式(いちご) 3台	2011/2/21	180,000	1	育苗施設
47	点滴ホース一式(いちご)	2011/2/21	147,000	1	育苗施設
48	架台一式(いちご)	2011/2/25	253,000	1	育苗施設
49	冷蔵庫	2011/3/30	27,000	1	育苗施設
50	自動根菜洗浄機	2011/3/30	200,000	1	育苗施設

51	パソコン DELL	2008/3/28	90,379	1	育苗施設
52	草刈機	2007/6/30	110,530	1	機械化施設
53	高圧洗浄機	2007/10/23	29,800	1	機械化施設
54	冷凍バン	2009/9/30	200,000	1	機械化施設
55	乾燥調整施設機械化設備 3台	2006/8/1	20,300,000	1	ライスセンター
56	軽トラック（春日部480 え6626）	2009/9/1	415,350	1	育苗施設
57	軽トラック（春日部480 え493）	2010/5/1	743,400	1	育苗施設
58	ヤンマー乗用トラクター（宮代町ぬ 375）	2009/5/12	4,010,000	1	育苗施設
59	代かきロータリー（上記の付属 74-2）				
60	催芽機 2台	2011/3/1	470,000	1	育苗施設
61	苗箱洗浄機	2007/6/30	163,200	1	育苗施設
62	プリンター キヤノン	2011/2/25	150,000	1	育苗施設
63	コンバイン（クボタ 宮代町ぬ 126）	2012/11/14	4,700,000	1	育苗施設
64	パソコン（エプソン）	2013/6/5	85,260	1	育苗施設
65	コンバイン（クボタ 宮代町ぬ 153）	2013/10/4	5,500,000	1	育苗施設
66	餅切り機	2013/12/27	14,800	1	育苗施設
67	レーザーラボ.水平機	2014/1/7	89,200	1	育苗施設
68	アルミコンテナ	2014/2/25	200,000	1	育苗施設
69	ブルコンテナジャンボ	2014/3/18	39,805	1	育苗施設
70	丸山動噴	2014/4/30	57,000	1	育苗施設
71	除草散布機	2014/5/31	150,000	1	育苗施設
72	丸山動力散布機 4台	2014/6/30	72,500	1	育苗施設
73	人力防除機	2014/6/30	21,100	1	育苗施設
74	小島康雄さんより 靱コンテナ	2014/8/8	20,000	1	育苗施設
75	パソコン iiyama	2015/11/24	118,084	1	育苗施設
76	ブルコンテナジャンボ	2016/3/28	42,800	1	育苗施設

77	ビニールハウス 3基	2016/3/31	3,812,400	1	育苗施設
78	テント一式 5基		230,000	1	育苗施設
79	保管庫	2006/4/21	18,800	1	農の家
80	石臼	2006/11/6	31,815	1	農の家
81	会議用テーブル	2007/3/1	44,800	1	村の集会所
82	デジタルカメラ	2007/4/20	168,000	1	農の家
83	プロジェクター	2007/5/8	173,000	1	村の集会所
84	スクリーン	2007/6/26	34,115	1	村の集会所
85	冷蔵庫	2007/8/2	60,030	1	農の家
86	作業用テーブル	2007/11/30		1	森の集会所
87	収穫用ワゴン	2007/11/30	53,000	1	農の家
88	田植機	2009/5/31	20,000	1	農の家
89	エンジンポンプ一式	2009/5/31	67,680	1	農の家
90	看板(出店用)	2009/7/31	45,150	1	農の家
91	麺打ち台 7台	2009/11/11	24,465	1	農の家
92	石釜	2010/1/12	158,860	1	森の工房
93	石釜台	2010/1/31	38,740	1	森の工房
94	シュレッダー	2010/2/23	20,480	1	農の家
95	石釜台(ピザ用)	2010/2/28	47,460	1	森の工房
96	ロッカー	2010/4/2	27,600	1	農の家
97	パソコン DELL	2010/4/7	81,020	1	農の家
98	エアーコンプレッサー	2010/4/24	20,130	1	農の家
99	田こすり 2台	2010/6/29	35,700	1	農の家
100	羽釜用ふた	2010/12/8	65,000	1	農の家
101	電話機	2011/2/1	14,800	1	農の家
102	バッジマシーン	2011/3/8	69,909	1	農の家

103	炊飯器(1升)	2011/3/31	94,806	1	農の家
104	炊飯器(2升)	2011/3/31	94,806	1	農の家
105	スープケトル	2011/3/31	37,620	1	森の工房
106	おひつ大 2個+おひつ小 4個	2011/3/31	76,650	1	村の集会所
107	オープンレンジ 2台	2011/3/31	155,500	1	農の家
108	蒸し器	2008/6/30	12,600	1	農の家
109	簡易テント@75,500円	2008/9/30	319,410	1	農の家
110	ぬか釜	2008/11/12	69,800	1	農の家
111	看板(和戸交差点)	2009/3/31	157,500	1	農の家
112	食品乾燥機	2011/3/29	280,000	1	農の家
113	IH機器	2012/4/30	3,500,000	1	村の集会所
114	ロールスクリーン(集会所)	2012/5/31	330,750	1	村の集会所
115	冷蔵庫(集会所)	2012/7/23	22,800	1	村の集会所
116	ホワイトボード 2台	2012/8/7	35,411	1	村の集会所
117	ぬか釜	2013/8/16	105,000	1	村の集会所
118	フライヤー	2014/1/25	12,400	1	村の集会所
119	ロボクープ・フードプロセッサー	2014/7/1	198,288	1	森の工房
120	冷凍庫	2014/8/27	55,551	1	村の集会所
121	糖度計	2014/8/28	27,366	1	森の工房
122	チェンソー	2015/2/26	26,800	1	農の家
123	ハーブ用冷凍庫	2015/6/26	79,800	1	農の家
124	エアコン(農の家・奥)	2015/9/30	399,600	1	農の家
125	市民農園用耕耘機	2015/11/30	137,000	1	農の家
126	刈払機 (園内管理) 6台	2015/11/30	110,000	1	農の家
127	一眼レフ(キャノン)	2016/5/31	56,180	1	農の家
128	ほっつけ田植え体験用横断幕	2016/5/31	16,200	1	農の家

129	ストーブ			1	村の集会所
130	高圧洗浄機(ケルヒヤー)			1	農の家
131	ブロアー(共立)			1	農の家
132	草刈機			1	農の家
133	二層シンク(小)			1	森の工房
134	電子秤(150Kg)			1	育苗施設
135	電子秤(30Kg)			1	育苗施設
136	製粉機			1	育苗施設
137	ポリタンク黄 5個			1	育苗施設
138	コクヨ キャビネット			1	農の家
139	長机 2台(寄贈品)			1	農の家
140	半月テーブル 2台			1	村の集会所
141	杉 ベンチ 10脚(寄贈品)			1	村の集会所
142	ヤンマー 自動脱穀機			1	育苗施設
143	玄米選別機(ライスグレーダー)			1	育苗施設
144	もみすり機			1	育苗施設
145	ニプロ 掘取機			1	育苗施設
146	ヤンマー稲束機→バインダー へ変更			1	育苗施設
147	もみすり機	2006/8/1	2,811,900	1	ライスセンター
148	米選別機	2006/8/1	782,250	1	ライスセンター
149	個袋計量機	2006/8/1	399,000	1	ライスセンター
150	のっぽ三男			1	育苗施設
151	玄米タンク計量機			1	育苗施設
152	ヤンマー 石抜き機			1	育苗施設
153	もみ種用プール 8台			1	機械化施設
154	湯芽工房 もみ種温湯消毒機			1	機械化施設

155	電子レンジ(シャープ)			1	森の工房
156	冷蔵庫(HITACHI)			1	森の工房
157	ガーデンテーブル			1	森の市場
158	ガーデンイス 2脚			1	森の市場
159	サッカー台			1	森の市場
160	ガーデンテーブル(四角) 4台+1台			1	森の市場
161	IHクッキングヒーター			1	森の工房
162	AED			1	森の工房
163	クボタ トラクターロータリー付 (ぬ 320)	2016/9/30	4,078,000	1	機械化施設
164	三菱 ミニキャブ	2017/9/1	760,000	1	機械化施設
165	クボタ 田植機	2017/5/1	17,800,000	1	機械化施設
166	ウイングハロー	2017/3/31	890,000	1	機械化施設
167	ウイングハロー	2009/5/12	700,000	1	機械化施設
168	ウイングハロー	2006/3/8	615,356	1	機械化施設
169	ニプロ フレールモア	H21～H22	525,000	1	機械化施設
170	イセキロボシーダー	2006/8/31	320,000	1	機械化施設
171	催芽機アクアシャーワープロ	2017/3/31	457,000	1	機械化施設
172	ローテーブル 8台			1	村の集会所
173	消火器 6台→5台			1	機械化施設
174	消火器 10台→6台			1	森の市場
175	タイガー自動計量機			1	機械化施設
176	催芽機(タイガー) 箱のみ			1	機械化施設
177	ベルトコンベア			1	機械化施設
178	もみ種プール			1	機械化施設
179	東芝ノートパソコン(ダイナブック)			1	機械化施設
180	キャノン プリンター			1	機械化施設

181	種まき機(黄色 小)			1	機械化施設
182	山本製作所 貯蔵庫			1	機械化施設
183	山本製作所 貯蔵庫			1	機械化施設
184	折畳みアルミレジャーテーブル(5台)	2018/7/25	28,500	1	農の家
185	長机 7台町備品から村備品へ移動			1	森の市場
186	商品陳列棚一式(パン等)	2018/5/1		1	森の市場
187	ハウス1棟			1	育苗施設
188	キャノンプリンター			1	育苗施設
189	エアコン ダイキン			1	育苗施設
190	クボタ トラクター(ぬー507)			1	育苗施設
191	買い物カゴカート1~10 @3800×10台	2019/5/17	38,000	1	森の市場
192	冷蔵庫(MORITA)			1	森の市場
193	タント			1	森の市場
194	NECノートパソコンLAVIE	2019/7/11	44,800	1	森の市場
195	NECノートパソコンLAVIE	2019/7/11	44,800	1	森の市場
196	NECノートパソコンLAVIE	2019/7/11	44,800	1	育苗施設
197	NECノートパソコンLAVIE	2019/7/11	44,800	1	育苗施設
198	クボタトラクター(ぬ507)			1	育苗施設
199	ニプロ ローター			1	育苗施設
200	ニプロ ローター			1	育苗施設
201	クリーン唐箕			1	育苗施設
202	サブソイラー			1	育苗施設
203	野菜・花ワゴン			2	森の市場
204	ブラウン パワーブレンド3	2019/8/6			森の工房(カフェ)
205	NEC PCデスクトップハード	2021/3/24	126,500		育苗施設
206	クボタ コンバイン+ロータリー(町補助金)	2021/9/1	4,757,500		育苗施設

207	共立 刈払機@59500×3台	2021/5/8	178,500		農の家
208	HiKOKI(ハイコーキ) 卓上スライド丸のこ	2022/1/4	82,220		農の家
209	インパクトドライバー	2022/1/9	42,280		農の家
210	パイプハウス(JA中部営農センター)	2021/7/29	367,400		農の家
211	エアコン(三菱)	2022/6/7	286,000		農の家
212	冷蔵ショーケース(大和冷機)	2021/9/	737,000		森の市場
213	背負動力散布機	2021/7/8	64,486		育苗施設
214	ダイナブック パソコン	2021/3/1	127,000		農の家
215	日産 軽自動車クリッパー	2021/7/	655,000		森の市場
216	丸畝成形トラクターアタッチメント	2021/2/	423,500		機械化施設
217	管理機	2021/	327,800		機械化施設
218	生ゴミ処理機	2021/	1,208,900		森の市場
219	チップ機 (丸山)	2021/3/	995,000		農の家
220	かき氷機(スワン アイスサーバー)	2022/7/1	87,160		森の工房(カフェ)
221	冷凍庫(MAXZEN)	2022/7/1	24,480		森の工房(カフェ)
222	パナソニック縦型冷蔵庫	2021/9/	443,127		森の市場
223	精米機	2021/11/1	852,327		森の市場
224	石抜き機	2021/11/1	687,673		森の市場
225	苗箱並べ機	2021/3/1	690,000		育苗施設
226	枝豆機械		520,000		育苗施設
227	井戸ポンプ	2020/12/1	330,000		森の市場
228	田植え機	2020/4/1	2,021,000		育苗施設
229	花台10台	2021/12/1			森の市場
230	パーテーション 6台@15400	2021/7/1	92,400		村の集会所

R4 新しい村 エリア図（町所有地・借地等）

凡例	
赤	町所有地
黄	個人所有地(自作地・利用権)
ピンク	町と所有者の契約(市民農園用地貸借契約)
黄緑	村と所有者契約(利用権・相對)
濃緑	町と東武動物公園の契約

縮尺 1 : 5000